

裁判員等経験者との意見交換会議事概要

1 日時 平成29年10月11日（水）午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所 岡山地方裁判所大会議室

3 参加者等

司会者 江 見 健 一（岡山地方裁判所刑事部判事）

裁判官 後 藤 有 己（同）

検察官 新 居 謙 治（岡山地方検察庁検事）

同 村 上 大（同）

弁護士 片 岡 靖 隆（岡山弁護士会所属）

同 新 名 信 介（同）

裁判員等経験者

1 番 裁判員経験者

2 番 裁判員経験者

3 番 補充裁判員経験者

4 番 裁判員経験者

5 番 補充裁判員経験者

4 議事概要

司会

本日は、岡山地方裁判所において、裁判員又は補充裁判員を経験された方々の中から5人の方にお越しいただきました。お忙しい中、御参加いただき誠にありがとうございます。

この意見交換会は、経験者の方からそれぞれ御参加いただいた事件を通じて、裁判員制度についての御意見や御感想をお伺いして、裁判員制度の実情を広く知っていただくとともに、制度をより良いものとするために行われるものです。本日は、ぜひ忌たんのない御意見を頂戴して、裁判所、検察官、弁護人にとりましても有意義な会になればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、この意見交換会に参加している法曹三者の自己紹介をしたいと思います。

後藤判事

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

私は、経験者1番の方と一緒に事件を担当させていただきました。今日は、皆さんの忌たんのない御意見をお聞かせいただき、今後の執務の参考にしたいと思います。

新居検事

本日は、よろしく願いいたします。

私は、経験者1番、2番の方の事件について裁判に立ち会いました。また、経験者4番、5番の方の事件については、捜査を担当したり、裁判所に提出した証拠の作成などに関わっていたものです。

村上検事

よろしくお願ひいたします。

私は、岡山地方検察庁で公判を担当しております。意見交換会には2回目の参加になりますので、裁判員の皆さんの意見が検察官の立証の在り方について非常に参考になるということをよく分かっております。忌たんのない意見をぜひいただければと思っております。

片岡弁護士

私は、経験者2番の方の事件で主任弁護人として関与させていただきました。この意見交換会には初めて参加させていただきました。今後裁判員裁判を担当するに当たって、ぜひ皆さんの今日の意見を参考にしながら裁判員裁判を実践していきたいと思っておりますので、率直な意見をお伺いできたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

新名弁護士

本日は、どうぞよろしくお願ひします。

私は、経験者4番、5番の方の事件の弁護人を担当させていただきました。今後、裁判員裁判をやっていくに当たって貴重な御意見をお聞かせいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

司会

最初に、裁判員裁判に御参加いただいた全体的な感想や印象を教えてくださいたいと思います。裁判員裁判を経験する前と後で、例えば、裁判に対する見方が変わったであるとか、実際に想像とこんなところが違ったというあたりを、御経験に基づいてお話しいただけたらと思います。と申しましても、皆さん御参加いただいてから時間が経っておりますので、事件ごとに若干、事案の紹介をさせていただきながら順番にお話をお伺いしたいと思います。

1件目の事件を御紹介します。この事件は、ホームセンターで扇風機を万引きした被告人が逃走を謀り、店舗の駐車場で店長、従業員、保安員の3人から自分の車の前に立ちふさがるといったことをされて、それを受けて、最初に車両を急発進させて店長に衝突させ、それから保安員を別途転倒させるなどしてその2人の方にけがを負わせ、さらに、その車両を急発進させて、今度は従業員をボンネットの上に乗上げさせた状態で100メートル以上蛇行運転をするなどして、停車後に同人を転落させるなどしてその従業員にけがを負わせたという強盗致傷の事案です。

これについては、今年の1月末頃から2月3日まで4日間にわたって審理、評議が行われまして、大きな争点としては量刑が問題であったと。事実に争いはなかったという事件と聞いております。

これにつきましては、結論としては、検察官の懲役5年の求刑に対して、弁護人が執行猶予付きの判決を求めたところ、判決は懲役3年、執行猶予5年、保護観察付きという結論になったと聞いております。

これに御参加された経験者1番の方にお尋ねしますが、感想ですか印象をお願ひできますでしょうか。

1 番

感想とすれば、事件は傷害というか、最初ちょっと「どういう感じ。」みたいなところはあったのですけれども、細かく聞いてみて「ああ、こういうことか。」というのが分かった上で、ものすごい印象的なんですよ、その事件そのものが。年代が近いということもありましたから、複雑な感じでした。

司会

ホームセンターでの万引きから発展して、強盗致傷という、罪名を聞くだけで恐ろしそうな事件ですよ。車を使って人にけがをさせてしまったというような事件でしたが、そういった事件をこれから審理するということに思っていた気持ちと、実際に審理が終わってみて何か変わったところなどはございますか。

1 番

自分も車の運転をするので、危険な部分があったというのが第一印象です。それで、どうしても運転する自分と置き替える部分があり、それでちょっと怖いというのは感じました。

司会

2 件目の事件は、深夜路上で見ず知らずの女性に対してわいせつな行為をしようと考えて、その人の腕をつかんで引っ張るといった暴行を加え、さらに脅迫を加えて体を触るといったわいせつな行為をして、その際にけがをさせたという強制わいせつ致傷という事件です。

これは、5 月頃に 3 日間の公判、それから評議を経て判決に至ったわけですが、これも事実には争いはなく専ら量刑が問題となった事件でした。

検察官の懲役 4 年の求刑に対して、弁護人は執行猶予を求めたという事件で、判決は懲役 3 年、執行猶予 5 年、保護観察付きであったということです。

こういった事件ですけれども、裁判員に当たる前であるとか、当たった後で、実際にその法廷に入って、裁判を判決まで御覧になって、それぞれの段階を見て何か変わったことや感想などの御紹介をお願いします。

2 番

裁判員に当たる前は、「自分がこういうのに当たらないだろう。」という感じだったので、当たったときは正直驚きましたが、参加してよかったという気持ちはありました。裁判は自分にとっては新聞とかテレビの中だけの話だったので、そういう意味では、実際参加すると、「あ、これはこういう感じなんだ。」とか、「こういう形で話し合いをするんだ。」というのが分かったので、若干、興味というか、参加してからの見方は少し変わりました。

司会

3 件目の事件は、整体師であった被告人が、その経営している整体院で 2 回にわたってお客さんである被害者 2 人に対して、それぞれ、それが施術だと誤解していることに乗じて、施術を装ってわいせつな行為をしたという事件で、そのうちの 1 回、1 人の方に対してはその際にけがを負わせたという事件で、これが準強制わいせつ致傷とか、準強制わいせつ、あるいは強制わいせつ致傷といった事件になったということです。

これについては、犯罪事実、わいせつ行為がそもそもあったのか、なかったのかということが問題になりましたし、それと合わせて、傷害が実際に発生したのかどうかということが争点になりましたので、比較的長い審理期間になりまして、正味6日間の審理期間を経て判決に至ったということです。

求刑は、検察官が懲役4年を求刑したのに対して、弁護人は無罪を主張しており、判決は懲役4年になったという事件でした。

この事件も比較的身近な事件でしたが、御経験されて、どんな印象、感想を持たれたでしょうか。

3番

この事件は強制わいせつ事件ということで、被害者の方が女性で、私自身も女性で、初日に被害者の方の話を聞く際に、テレビ、ビデオを通していろいろな事件の内容を聞いたのがすごく印象に残りました。そのとき、私も感情がその被害者の方に入ってしまったのがよくなかったのですけれども、なかなか人ごととは思えない、自分にも、ひょっとしたらこういう事件が起きるかもしれないという思いで裁判に参加しました。

その後、被告人も自分は無罪だと主張されていて、事件そのものの審理を裁判官と話し合ったのが勉強になったと思います。

検察官が出してくださった論告メモなどがすごく分かりやすかったので、その後の審理の際にとっても分かりやすいなと思いました。

今回、無罪を主張されていたので量刑を決める際になかなか悩ましかったです。

司会

実際、こういった有罪、無罪を決めるような裁判に参加して自分で判断されるということについて、緊張やプレッシャーなどもあったのかもかもしれませんが、実際にやってみていかがでしたでしょうか。

3番

しっかり審理をしましたし、一人ではなく裁判官もほかの裁判員もいらっしやったので。最初は確かにプレッシャーも感じたんですけれども、話し合いをしっかりとすることでみんなが納得いく量刑を決められたのではないかなと感じました。

司会

4件目の事件についてはお二方に御参加いただいたわけですが、この事件は、被告人がスーパーの駐車場で別のお客さんとトラブルになり、そのお客さんである被害者の顔面を数回殴ったり蹴ったりという暴行を加えて、その際にその人を地面に転倒させるなどして、それによって相手の人がけがをしたということですが、そのけがをしたことに加えて、被害者が服用していた血液凝固を抑制する薬の影響でその傷害が悪くなり、結果、その傷害によって死亡したという傷害致死事件でした。

最終的には、事実には争いがなかったということですが、そうは言いましても、暴力をふるってそれが傷害になってそれによって亡くなったという、分かりやすい事件とは違いました。

被害者が服用していた薬がそれなりに影響しているだろうということで、量刑だけが争点とはなりましたが、その薬の影響、翻って言えば、被告人がやった暴力、それがどれぐらい悪いのかと、こういったあたりをかなり慎重に判断しなければいけなかったという事件です。そのため、これも比較的審理は長目で、4日間の審理を行ったということになります。

求刑としては、懲役5年を検察官が求刑されたのに対して、弁護人は執行猶予を求められ、判決は懲役3年、執行猶予5年という結論になりました。

これも、身近に起こり得る事件でありながら、かなり難しい事件だったと思いますが、御参加いただいた感想であるとか、御意見はいかがでしょうか。

4番

まず、事件名を見て傷害致死なので、人1人が亡くなっている裁判に参加するというのは、本当のところ「嫌だな。」と思ったのが第一印象です。もし、やった側、やられた側の御家族、それから知人、友人あたりが来て法廷でいろいろなことを言われると感情に流されるのではないとか、私らみたいな素人がこういう裁判に関わって本当に公平な判決ができるのだろうか、その判決に参加していいのかというような不安がまず一番大きくて、ドキドキしながらこの5日間を過ごしました。

司会

実際に判決まで至ってみて、そのドキドキや責任といったことに対してはどんな感想を持たれましたか。

4番

はっきり言って、初め自分が思っていた判決の内容と結論が、自分の中で揺れ動いていくというのが分かって、それが「なぜかな。」と思ったときに、ただ単にあったことだけではなくて、いろいろな周りの状況を教えていただいたり、皆さんの御意見を聞く中で、「ただ単に、この事件名だけで判決って決められないものなのだな。」というふうなことは感じました。

司会

続きまして、同じ事件ですが、経験者5番の方お願いできますか。

5番

この事件の判決で、執行猶予が付いたという理由に、被害者が薬を服用されていたということがあるんですけども、私の母も今、薬を服用していますが、もし被害者側の立場に立ったときに「あなたがこういう薬を飲んでいたので、不幸なことになりましたね。」と言われたら、やはり理不尽なことだと思うので、そういうところですごく心が痛みましたが、この被告人も小さい子供さんがいらっしやって、年齢的にも私の息子と同じぐらいの年齢なので、すごく気持ちの中で葛藤があったのを覚えています。ですから、勉強になった部分ももちろんあるのですが、いい意味でも、悪い意味でも、いい経験になった。やっぱり、ストレスを抱えたのも事実なので。

司会

ありがとうございました。それでは、審理の中身に入ってまいりたいと思います。

今回、4件の事件の中身を理解するというのが難しいポイントがそれぞれありました。例えば、1件目の事件であれば、事実には争いはないとは言いながらも、犯罪事実やその経過等について、多くの人の証人尋問が行われたり、あるいは、供述調書の朗読がされるという方法によって証拠調べが行われております。

具体的に申しますと、被告人質問と従業員の証人尋問がされたほか、店長、保安員、それから、この事件で出てこない別の従業員、ほかもう一人、4人の供述調書が朗読されたということになったと思います。

こういった証拠調べが行われたわけですが、それを踏まえて、どんな事柄の経過が起きたのかということについて、心証を得やすかったかどうか、あるいは、それに関する検察官や弁護人の説明、御主張が分かりやすかったかどうか。こういったあたりについて、御紹介いただけないでしょうか。

1番

最初、致傷のことを説明をされたのですが、緊張の余り、実はほとんど聞いていなかったんです。でも後でいろいろな人の話をもう一度聞いたことで、分かった部分があったのでよかったです。今もそうなのですが、前に出ていると、少し緊張してなかなか言えなかったということもあり、もっと言いたかったとか聞いたかったというのは正直あります。

司会

事件自体は、実際の時間にしたらそんなに長い時間ではないですよ。

1番

はい。

司会

だけど、4人も5人もそのことをお話になっている。それを整理して実際に間違いなく言える経過ってどうなのだろうと、頭の中で整理していくのは、なかなか大変なのではないかと思うのですが、そういったことを、最終的に判決までの段階で自分なりに整理はできた感じでしょうか。

1番

それはできたとは思いますが。ただ、説明してくれても分かりづらいのもありましたし、「ああ、これはこうなのだな。」と、従業員の説明がいまひとつ分からなかったとか、弁護人の声が少し小さかったのも「ちょっと聞きづらいな。」と思ったのも事実なので、後で聞いて、「ああ、こうだった。」というのが本当に多かったというのがありました。

司会

2件目の事件を見てみると、メインの証拠としては、被害者の供述と被告人質問をやったのです。被害者の供述については、供述調書を朗読してもらおうという形で証拠調べをしたということです。

これについて、現場でどういう出来事があったのかということとは分かりやすかったでしょう

か。それから、検察官・弁護人の立証であるとか、主張についても御意見等を頂戴できたらと思います。

2番

現場の状態をいろいろと挙げられたのですが、それを整理するのは正直大変でした。大体どの間隔で、どの場所で何があった、この場所に何があるというのを、裁判員のみんなとの話し合いで「あ、ここ、こうなのだな。」「こうなんだ。」というのをすり合わせしながらで、最終的に「あ、現場はこういう状態で、これがこうあったんだ。」というのを、その場で確認してみんなで考えたという記憶があります。

検察官や弁護人の話も、僕たちは素人なので、もちろん分かりやすくは言われているんですけど、それでも少し難しい専門用語などもあったので、そのあたりが少し疑問のところは幾つかありました。

司会

具体的にどんなところがあったのか思い出せますか。

2番

少し話は別になりますが、個人的に知りたい証拠などがなかなか出なかったのは、少しありました。

司会

3件目の事件は証拠としては、これもそれぞれ2つの事件について被害者に聞くという形で、言うなれば、被害者と被告人のどちらが正しいかというような事件でした。

もう1点少し難しかったのが、普通に法廷で対面して聞くのではなくて、ビデオリンク方式による証人尋問ということで、別室に証人がいて、それをモニターを通じて証人尋問をするという形で行ったわけです。そういったことも含めて、実際にわいせつな行為をしたのか、しなかったのかと、こういうことをそこから判断しなければいけなかったわけですが、そういう心証を得やすかったかどうかとか、あるいは、それに関する検察官、弁護人の御主張、あるいは立証が分かりやすかったかどうかなどについて御意見を頂戴できますでしょうか。

3番

被害者の方を直接見ずに判断するということでしたが、ビデオ越しでも裁判員の方にはお顔が見えて、声もスピーカーから聞こえてきました。そのことに対して、特に心証を得にくいということはありませんでした。

検察官も、被害者がやはり感情的になられて言葉に詰まられたりとか、説明が分かりにくくなりそうときは、適宜質問を端的にされていたのが分かりやすいなと思いました。

その後、被告人も感情的になられて、どういうことを言っているのか分かりにくいことがあったときも、やはり弁護人が質問されたりとか、裁判官も直接質問して審理が滞りないようにうまく運ばれていたように感じました。

司会

そうすると、次の事件ですが、これは先ほども申し上げたとおり、若干中身が難しい事件で

した。実際の証拠の中身としても、被害者が亡くなる前に作られた供述調書があったので、それを調べたほか、目撃者お二方の証人尋問や被告人質問を行ったということです。

そのほかに、防犯カメラの映像も調べましたね。これでその事柄の経過を把握するということが1点あったのと、別の話題として、薬の影響ということに関連して、法医学者の先生から法廷でお話を聞いたというのがあります。これも少し中身的には難しい話ということになります。

そういったことを踏まえて、被告人の暴力が死亡という結果にどれぐらい影響を与えたのかとか、薬の影響がどれぐらいあったのかということ量を量刑判断の中でしていかなければならず、そういった判断のための心証を、こういった証拠方法から得なければいけなかったわけです。そういったせいぜい10分か20分の経過なのですが、これだけの証拠を調べて分かりやすかった、分かりにくかった、あるいは、判断が大変だったなど御苦勞があったのではないかと思います、そのあたりのところを紹介いただけますでしょうか。

4番

裁判の進め方というので、勝手に私の印象なのですけれども、もっと小難しく、資料としたらもう文字ばかりで、それを読み込まないといけないようなイメージだったんですけど。写真であったり、映像であったり、そういう証拠を見せていただけたのはその現場を理解しやすくしてくださっているんだろうなとは思いました。

ただ、先ほどお話に出たような、裁判に出廷されていた法医学の先生が、できれば、評議のときに少しの時間でもいいのでお越しいただけると、私たちもその場で質問ができるのでより分かりやすかったのではないかと思います。これは少し感じてはありました。

司会

事柄の経過を把握するのはできたというふうに伺ってよろしいのでしょうか。

そのお医者さんの話自体は分かりやすかったですか。

4番

やはり、法廷に座るといのはなかなか緊張してしましまして、初めの頃はメモをとろうと思って、いただいていたノートとか筆記用具を手には持つのですが、だんだんそれをしていたら聞けなくなるので、途中からもうメモをとるのを全てやめてしまつて、できるだけ一生懸命聞こうとしておりました。

そんなこともあって、やはり、法医学の先生は本当にかみ砕いて分かりやすくそのままお話しいただいているのだろうなと思うのですが、それが全部頭に入っているかといえば入っていない。「あれ、どんなことを言ってたんだっけな。」というのを、部屋に帰ってから皆さんと話をした覚えがありましたので、その点については、やはり先ほどお願いしたような形で、もし先生がいてお時間をとっていただけるのなら、別室でゆっくりお話を聞けたらなというふうには思っております。

司会

あと、この事件の関係では、もう一つ分かりやすさとの関係で気になる話がありまして。法

医学の先生の話の中でも出てきたのですけれども、この人がどんなけがを負ったとか、あるいは、脳にどういう損傷を受けたのかというのを把握しなければいけなかったのですが、それに直接的な解剖写真等を見るということは避けてイラストを使ったりもしました。そういったことが分かりやすさというところに悪い影響を与えたということがあったでしょうか。

5番

先生の説明はすごく分かりやすかったですし、イラストだから分かりづらいということはなかったと思います。

司会

この事件では、けがそのものの中身というよりは、けがの部位がどこだったかとか、そういったことが把握できれば我々の判断に大きな支障がなかったので、イラストでも支障がなかった感じでしょうか。

こういったお話を今頂戴したわけですが、検察官、弁護人の方々から、こういったお話も踏まえてお尋ねあるいは伺いたいこと等があればどうぞ。

村上検事

特に、経験者2番の方にお尋ねします。先ほど分かりやすさの感想の中で、現場の状況が分かりにくいというお話をいただいたと思います。現場をどのように証拠で表していくかというのは、検察官としても毎回非常に頭を悩ますところです。写真による撮影ポイントというのは、1角度からの1方向の写真になってしまいますので、全体としてのその現場の状況というのを理解していただくためにはどの程度の写真を出し、どの程度お見せするのが適切かというところがいつも悩んでいるところなのですけれども。

具体的にその現場の状況の、こういったところが分かりにくかったという話になるのでしょうか。お聞かせいただければと思います。

2番

この事件に関しては、夜間だったということもあって、写真自体も夜に撮られていたので、フラッシュはもちろんたいいているんですけど、若干それで見づらかったという点も1つあります。

あとは、犯行の順路でしたかね。それが文章での説明だったので、その文章は実際の場所ではどこだったのかというのが、すり合わせが若干難しかったと思いますね。

写真も分かりやすさという点では、犯行の順番どおりだったら分かりやすいか、もしくは、多少遠くても角というか、全体がなるべく写るような写真が1つでもあれば、また少し違うのかなと思いました。

新名弁護士

経験者4番、5番の方にお伺いしたいのですけれども、冒頭陳述という手続の最初のほうで、我々弁護側の立証方針のメモをお出しして御説明し、証人尋問等全て経た後に、弁論ということでまた改めてこういうポイントで量刑を判断してくださいというような資料をお出ししました。

もっとこういうふうに分かりやすく書いてほしかった、もしくは、口頭での説明で、例えば、声が小さい、しゃべるスピードが速いとか、そういう印象をもし持たれていたようなことがあれば、忌たんのない御意見をお聞かせいただければと思います。

4 番

弁護人の資料については、大変分かりやすく要点をまとめておられて、箇条書きされていたりしたので、見やすかったし、お話も聞きやすかったという印象です。私の記憶なので、もしかしたら違っていたかもしれないのですが、パワーポイントのような資料を我々の手元にいただいていたのでしょうか。

新名弁護士

お渡ししていたような。

4 番

ですから見やすかったというような印象なのでしょうか。あれがもしなかったら、あの場面でテレビの画面だけで見ていると、多分理解度も違っていたとは思いますが。手元にいただいていることもあって、「ああ、こういうことなのかな。」というのは、お話を聞きながら理解しやすかったのだと思います。

5 番

私も同じで、すごく分かりやすかったですし、弁護人というのはすごく被告人側に立って有利なお話をしてくれるのかなと思っていたのですけれども、悪いところは悪いとおっしゃって被告人を諭す場面もあって、そこがすごく印象に残っています。

司会

話題を進めてまいりますと、分かりやすさということのほかに、我々として考えていることとして、裁判員として裁判員裁判に御参加いただくに当たって、御家庭であるとか、お仕事、育児、介護、その他、こういったそれぞれの御事情との調整をしなければならないということになるわけですが、そういった個人の御事情との関係で、どのように、その御負担を解消される、あるいは、それに対処されていたのかという点についてお尋ねしたいと思います。

今回の事件の中では、選任手続を午前中に行って、その日の午後にもう公判を始めたという事件がございました。一方で、選任手続だけでその日は終わって、別の日に朝から一気に審理を行ったという事件もございました。

こういったところのやり方、あるいは、事件の日程の入れ方についても、今回長い事件は1件しかなかったわけですが、例えば、1週間みっちり詰め込んでやらなければいけない時間を短期間にしたほうがいいのか。あるいは、その週に1日か2日、審理をやらない日を設けて、期間としては長くなるけれども、少し間をとりながらやったほうがいいのか。こういったところも運営する側としてはかなり悩むところです。そういったやり方に対する御意見も含めて、皆さんのお仕事、御家庭等の事情等との調整で苦労されたこととか、こうしてほしいといった御意見等があれば御紹介いただけないでしょうか。

1 番

日程は、午前中に選任を受けて公判に入りましたが、やはり、さっき言ったように、緊張してその1日はすぐ終わって。続けているいろいろなことが起きて、すぐ裁判での4日間だったのですけれども、早く終わる方が精神的には楽でした。ただ、選任されて午後から公判だったので、「どうすればいい。」という心構えが実はできていなくて。そこだけですかね。日にち的にはそれぐらいのほうが楽というか。短期で終わらせてというのがよかったです。

2番

私も、午前中選任で、午後から公判という形でした。確か日数が分かったのが当日でしたが、私が参加したのは3日間で、正直、内容もそこまで重たいものでもなかったもので、気持ちの問題などもそこまでは重くありませんでした。仕事等の兼ね合いも、短かったので、そのほうが楽でした。事件内容が難しかったりするとまた話は別かもしれませんが、そうでもなかったので分散されるよりまとめてやったほうが楽というのがありました。

司会

裁判を行う約8週間前にはお送りしている「今度来てください。」という御案内の中に、実は、「何日と何日」というような裁判所に来ていただきたい日にちだけを、予定として一応御案内はしていたのですが、やはり当日までその日程は認識されていなかったという感じでしょうか。

2番

そうですね。細かい日程はちょっと把握できていなかったのです。

司会

もう少し分かりやすいほうがいいでしょうか。

2番

分かれば予定も立てやすいですが、事件内容によっては難しいから、こちらとしては教えてほしいけれど難しいのかなという感じはありました。

3番

選任の日があってそれから公判があって、それから結構長い評議があって全部で6日間だったのですが、間隔も空いて、結構長いなという感じはしました。たまたま今勤めている職場が、「国民の義務だから、きちんと果たしておいで。」と温かく出してくださったのですが、もしこれが職場が違えば「そんなに。」というリアクションもとられるだろうなと感じました。

でも、今回の事件は、内容が内容なので、私としては日にちが空いたほうが精神的には楽でした。これが詰まっていると、結構重たい内容だったので気落ちもするのかなと感じました。

4番

私の場合は、選任と公判が1週間空いていました。事前に日程を教えていただいていたので、職場では「会議を全部調整しないといけないよ。」ということで職員にお願いして、日にちを調整していましたが、「でもこれも当日にしないとわからんから。」ということで、「仮に。」みたいな形にしていました。なので、これが選任と公判が同日で、その後3日間と言

われるとちょっと困っただろうなど。間に1週間空いたので、本当に当たったということ職場に言えて、正式に日程を全部変えたので、間が空いていて私は助かりました。また、私は今、管理的な立場にいますので参加できましたが、これがまだ5年、10年前で現場に出ていることが多い立場であれば、辞退せざるを得なかったんじゃないかというようなことも、今から思うと考えます。経験者3番の方と同じように、「国民の義務だから行って来い。」と職場の上司から言われましたので、休みはみんなに話をしてもらいました。

5番

私も経験者4番の方と同じで、日程が最初に送られてきた用紙に書いてありましたので、職場には「もしも選任されたら、ここ、お休みいただきます。」ということをお願いしてありました。ですから、特にその辺の問題はありませんでした。日程に関しても、特にここをこうしてもらいたかったというようなことはありません。特に困ったことはなかったです。

司会

そのほか、来ていただいてこういう刑事裁判で人が有罪か無罪かとか、刑を決めるという比較的プレッシャーを感じそうなことをしていただくということで、やはり負担はあるのだろうと思います。そういった点で、負担軽減についてこんなことが考えられるといった御意見などをお持ちの方がいらっしゃれば、ぜひ、お願いいたします。

4番

負担軽減になるのかわからないですし、いろいろなお考えもあるかとは思いますが。公判のときに、「何かあったら手を挙げて質問をしてくださって結構ですよ。」とは言われたのですが、到底、あそこで手を挙げて発言したり質問する勇氣もありませんし、どんな言葉を使えばいいのだろうというのがあって、何も一言も言えずに終わったのですけれども。

だから、あそこに座るとするのは、すごくプレッシャーがあって、どちらにしても発言できないのだったら、顔の見えない裏に座らせていただいて公判を聞くだけでもいいからと。そうすると、表に出ていくのは嫌だなと思う人にとっては、そのほうが気が楽かもしれないなとは思いました。

司会

法廷から比較的休憩時間などを小まめにとっているつもりなのですが、そういったときに、「これってどういう意味ですか。」と気軽に聞くのは少しはばかられる感じでしたか。

4番

あそこでは質問できないですね。

司会

やっている側として大変反省いたしますが。多分私ども裁判所のほうで、もう少しそのあたりの緊張をされているところを配慮しなければいけないのだろうと、改めて思った次第です。

もう1点皆さんに共通してお尋ねしたいことがあります。こうやって裁判員を経験していただいて、何人かの方からは「やってよかった。」というお話を、今、頂戴したわけですが

れども、これから将来裁判員になったり、あるいはなりそうだという方々が日々発生してくるわけですが、そういった方々に対して、何かメッセージというか、心を支えるようなお言葉を頂戴したいと思います。

1 番

やってよかったとは思っているのですが、事件の部分がどうしても県内で身近なので、自分が車を運転して、「あ、ここじゃな。」みたいなのも実はあるのです。だから、難しいところですが、それも一つの経験と思ってもらうのが一番かなとしか言いようがありません。それにつきます。

2 番

私が参加した事件は、比較的難しかったりとか、精神的に負担のかかるものではなかったのですが、正直やってよかったというのがありますけれども。勧めるとなると、ちょっと悩むところで、悩むのならやった方がいいんじゃないかとしか言えないですね。

司会

ものの見方みたいなものが変わったというお話をされていましたが、そのあたりのところをもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

2 番

テレビを見てですけど、「あの場ではこう考えて、こういうことがあるんだな。」とか、「もしかしたら、裏ではこういうことがあったんじゃないかな。」というその程度なんですけれども、そういう感じで今までほとんど無関心だった。それこそ変な言い方ですが、芸能の裁判系ぐらいしか裁判は関心がなかったけれど、一般の裁判もそういう意味でちょっと気持ちが変わったなど、見る気持ちが変わった、感じる気持ちが変わったなどというのはあります。

司会

実際の事件の現場で、あるいは、その裁判の判断する場面でやっていることが想像できる、あるいは、こんなことが起こったのかなと分かるようになってきたと、こういうことでしょうか。

2 番

はい。そうですね。特に、裁判所では実際、今までだったらほとんどもう絵だったりもしくは何か紙をもって無罪、有罪みたいな感じのああいふシーンくらいしか本当に印象になかったのです。それが、実際法廷に座って見て体験してとなると、「ああ、こういう流れで、こういう期間で、このときはこう終わるんだ。」という想像が大分働くようになったということですね。

3 番

私も裁判員になって、さあ今から裁判という前に事件の概要は聞いて臨むのですが、実際、あの裁判の中で自分が裁判員として入って、被害者の話を一番初めに聞く心づもりはしていても、やはり、被害者の話というのは、やはり余り経験がないと心に結構くるものが私はありました。

裁判中は我慢したんですけれども、その日の裁判が終わった後、評議室でちょっと涙が出てしまうことがあったときに、裁判所の方とか裁判官が優しくしてくださって、精神的なケアもしっかりしてくださったというのをまずは思いました。

今回、マッサージ店が現場だったのですけれども、やはり日常に少し影響はあるのかなと思います。それだけ、やはり事件が身近にこれからある、自分が被害者になる可能性もあるし、もしかしたら近くの方が加害者になる可能性もある。裁判自体が本当に身近なものに感じられる。自分は関係ないと思っていたんですけれども、事件がある度に少し見方が、やはり今まで言われたように感じ方が変わったなというのがあります。

4 番

基本的には、選ばれたときはとんでもないことだなあと。どうせ当たるなら宝くじが当たればいいのにと考えたのですが。

やってみて、やってよかったなと思いますし、それから、もし自分のところの職場で今後、私のように選任をされてどうしようかと悩んでいる職員がいたとしたら、「とりあえず、行きなさい。」と言うつもりではおります。

ただ、当日行って紙をひっくり返すと事件の内容が書いてあって、あれが比較的地元で、それも特殊な団体の方々が起こしているような裁判だったら、何か早く帰って来いというのかなと。勧めたい気持ちはあるんですけれども、案件次第かなというふうには思ったりもします。

ですので、とりあえずメッセージとしたら、まずは受けてあげてほしいのですが、点々ということです。

5 番

この裁判に当たって、自分の意見を言わなくてはいけないというときに、法律的な知識も全くありませんし、結局、自分が今まで生きてきた経験の中とか価値観とかそういうところで物事を判断して意見を述べるということになるのですけれども、本当に自信がなくて、「こんなことを言っているのだろうか。」とか、「自分の考えが正しいのだろうか。」とかという気持ちがすごく強くて、なかなか思うことを言えないということもあったんですけれども。

これから経験される方には、どんどん意見を言っていってほしいと思います。正しいとか違っていかにとらわれずに、やはり自分が思うことを言っていっていいんじゃないかなと思います。

司会

ありがとうございました。

皆さんの御意見、御指摘を踏まえて、関係している法曹の側から、それぞれ意見交換を振り返っての感想等をお願いします。

新居検事

本日は、どうもありがとうございました。

証拠の審理と分かりやすさとか、皆さんの思いを聞いてうれしかったなと思います。今後

参考にさせていただくのですけれども、やはり皆さん、審理の中で悩みながら、どうかな、こうかなと思ってやっていたらしゃるので、ただ、多分、我々裁判官、検察官、弁護士も、多分みんな恐らく本当に悩みながらやっていて、いろいろな人と話をしながら自分の考えはこうで、人の考えはこうでというので、悩みつつ結論を出していくと。皆さんと同じような作業をしていて、そういうみんなが考えていることを、いろいろな角度から検証するということで、できるだけ正しい判断になるようにやっていたのかなと思っていました。多分皆さんと同じような思いで我々も共有してやっているので、そのあたりが聞けて、「あ、同じなのだなあ。」と思うところもあったり、皆さんの側では、裁判はそういうものなので、自信をもって自分の意見や考えをおっしゃっていただけたらいいのかなと。

我々もはたと思い付かされることがいろいろあると思いますので、そういうメッセージをこれからも皆さんのほうから周りの方に広めていただければと思います。

村上検事

検察官立証の在り方と分かりやすさというところが、検察庁内部でもよく検討するところでございまして、本日は、非常に参考になる意見をありがとうございました。

また、お話の中に一つありましたけれども、被害者の証人尋問を聞くに当たって、相当の御負担をお掛けしているということも非常に参考になりました。検察官として、被害者の証人尋問をやるに当たって、基本的には被害者の心情に配慮をしながら尋問を組み立てたりとか、話を聞いたりするというところにどうしても重きを置いてしまうところをございまして、それを聞いてくださる裁判員の方のお気持ちというのは、なかなか視野に入っていない部分もあるところではありますけれども。逆に言えば、被害者と同じ気持ち、つまりすごい被害にあったという重たい気持ちを共感していただけるということが励みになったのかなというふうに感じているところをございます。

片岡弁護士

本日は、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

私が担当した事件も、まだまだ分かりにくかったりというところは、今後、どういった表現で説明をさせていただければ裁判員の方にも分かっていたのかということをもっと考えていかないといけないという思いを新たにさせていただいています。

また、経験者1番の方に言っていただいたように、最初緊張されて、説明がなかなか頭に入っていないというところも、確かにそういったところがあるのかなという形で本日改めて認識させていただきましたし、それを踏まえて、例えば、最初の冒頭陳述ではペースを意識してゆっくり説明させていただくなどの方法もあり得るのかなと感じさせていただきました。

ほかの方々からも共感するようなどころがあたりですとか、そういった非常に参考になる御意見をたくさんいただきましたので、今後の弁護活動に生かしていきたいと思えます。

新名弁護士

本日は、どうもありがとうございました。

私も意見交換会に臨むに当たって、久々に担当した事件の記録を全て読み返して、「あ、こ

のときもうちょっとこうすればよかったんじゃないか。」とかそういう思いをもちつつ、今日臨んだのですけれども。担当している事件の裁判員の御意見もお聞きすることができましたし、担当している事件以外の裁判員の裁判に臨むに当たっての率直なお気持ちですとか、そういうものも聞くことができましたので、今後、裁判員裁判を担当することがあれば、よりそういうところに思いを巡らせて、より良い弁護活動ができればと思っております。

後藤判事

本日はお忙しい中お越しいただきまして、どうもありがとうございました。貴重な話をいろいろ聞かせていただいて、本当に参考になったと思います。

特に2点、私から今後自分自身の課題かなと思ったことを申し上げておきたいと思います。

1つは、選任手続と公判期日が同日、つまり、選任手続を午前中にやって、午後からすぐに公判が、法廷での裁判が始まるというときに、皆さんにどういう形で心の準備をしていたかというその環境作りをもう少し考えなければいけないなと思いました。

もう1点は、証人尋問や被告人質問をしたときに、裁判員の方々にどうやって質問をしていただくかという、それも環境作りでございます。

現状を申し上げますと、大体証人尋問、被告人質問を行ったときには、検察官、弁護人の質問が終わった後に1度休憩をとらせていただいて、裁判員の方々に「聞きたいこととかありますか。」とか、「質問をしたいのだけれども、どうやって質問をしたらいいのか分からないときには、言い方とか聞き方とかアドバイスしますから。」というふうに申し上げるのですが、とはいえ、やはり法廷で質問するというのはなかなか負担の大きいところかと思いますが。ただ、逆に言うと、1度質問をしていただくと、結構聞きたいことがいろいろ出てきたりするところもあるところでございます。聞きたいことがそのまま聞けずに終わっていかないような、そのための環境作りをこちらもより考えていかなければいけないなと思いました。

最後に、皆さんは1度裁判員もしくは補充裁判員をやっていたので、しばらくは辞退することができるのですけれども、また当たったときには、ぜひ一緒に裁判員裁判をやらせていただきたいなというふうに思います。どうぞよろしく申し上げます。

司会

お忙しい中お越しいただいて、長時間にわたってお話を頂戴してありがとうございました。

今、お話がありましたとおり、私どもにとってはやはりとても耳が痛くも、「あ、そこがやはりできていないのか。」と目を開かされるお話が多々ありました。この意見交換をきっかけにますます良い運用を目指して改善ができるかなと思っておりますので、今回も非常に得るものが大きかったと思っております。

裁判所あるいは検察官、弁護人もそうですけれども、新居検事からお話がありましたように、やはり我々自身迷いながらいろいろなことを進めているところです。そういう意味では、今回の御意見を踏まえて、さらに事件のやり方あるいはその事件以外の選任も含めた手続の進め方、あるいは広報の在り方、そういったところも含めていろいろ検討しながらますます良

い運用をしていきたいと思っているところです。

本日は長時間にわたって貴重な御意見を頂戴して、ありがとうございました。

総務課長（進行）

引き続きまして、報道記者の方から経験者の皆様へ質問をしていただく時間を取らせていただきますと思います。

記者A

皆様、お話ありがとうございました。

1点、皆様にそれぞれ伺いたいのですが、裁判員を経験されて、以前よりニュースの見方が変わったりとか、事件がより身近になったという話があったのですが、報道側への意見として、こういうふうに判決を伝えた方がいいのではとか、何か意見や感想があればお聞かせください。

2番

実際、守秘義務とかを経験してそういうのが結構あるというのが分かったので、報道に関しては多分言えないことが逆に多いんじゃないかというのは、経験したからこそ余計に感じるようになったので。現状でも裁判がありました、こういうことをやりましたというのは、情報としては多分一般の方からすれば十分だと思うのですね。もし、より気になる人は、実際裁判所に来て裁判を見るとかそういうことを多分されると思うので。ですから、情報量としてはおそらく現状で多分大丈夫じゃないのかなというのが個人的な意見です。

4番

裁判員裁判を経験して云々ではないのですが。実は、私、今回の裁判員に選ばれる前に1回だけ法廷に入るチャンスがあって、本当に通りすがりのような形でたまたま受付に聞いたら、「これ、入れるよ。入ってみたら。」と教えてもらって入ったことがあるんです。ただ、本当に裁判所はそんなに簡単に入れるものだとは思っていませんでしたし、裁判を、その日に来て入れるなんて知らなかったものですから。もし、報道の方でそのあたり、裁判というのはどなたでも傍聴できるのだということを伝えていただければ、裁判が身近になるとまでは思いませんけれども、少しでも一般の方が、「ああ、そうか、裁判って聞いてもいいんだ、見てもいいんだな。入ってもいいんだな。」という理解につながれば、今回我々のときかなりたくさんの方を選任されていて、当日までに何十人も辞退されて、当日も何人か辞退されたと聞いているので、そういうのが少しでもなくなるのかなと思います。

記者B

お話ありがとうございました。

経験者4番の方にお伺いしたいのですが、「裁判員にも選ばれた方が今後いたら、何て声をかけますか。」という質問のときに「とりあえず、行きなさいというふう言いたい。」とおっしゃっていたのですけれども、どうしてそう「とりあえず、行っておいで。」というふうに背中を押されるのかというのを教えていただけますか。

4番

やはり、こういう場所に来ないと経験できないことというのはたくさんあって。傷害致死という事件名になっていると、被告人は留置所にずっといるのだろうと思っていました。当日行ったら、「いや、もうその方は自宅へ戻られて、仕事先の方の理解があって前の職場に復帰していますよ。裁判には家から来られています。」なんていう話が、多分今回の裁判員裁判で選んでいただいて参加しなかったら、そんなことすら分かりませんし。人1人が亡くなっていると、勝手な感覚ですけれども「刑務所へ入って当然だろう。」という感覚でいたんですけれども、そういうものがやはりいろいろな状況やいろいろな皆さんの御意見を聞くと、だんだん皆さんの御意見が集約されて、結果的にその判決になっていくという流れが、こういう経験をさせてもらわないと分からないままに、ただ単にテレビの報道や新聞を見て、「ああ、こんなことをしたら、こんだけの罪になるんだな。」みたいなことしか分からないまま終わるのであれば、こういう経験をさせてもらえるチャンスがあるのだったら行ったほうがいいよと。そのほうが、またものの考え方、それから意見を集約するというのも、すごく大げさだったり生意気だったりするのですけれども、仕事にも生かせるんじゃないかなというふうに思いますので、職場でもし選ばれる者があったら、案件にもよりますが、「行けるものは、行っておいで。」とは言ってやりたいなとは思っています。

総務課長（進行）

それでは、記者の方からの質問は以上でございますので、以上をもちまして、裁判員等経験者の意見交換会を終了いたします。

長時間にわたり、皆さんありがとうございました。お疲れさまでございました。